

**● 町内一斉清掃を終えて**

先日の町内一斉清掃に参加されたみなさま、お疲れ様でした。今回の清掃は、前日に草刈りをしていたことも含め、スムーズに行えたのではないかと思います。

また、道具等が不足しており購入するか否か、役員会で検討した結果・・・

①熊手：3本購入 ②竹ぼうき：3本購入 ③ 一輪車：検討中 となりました。

町内清掃時に貸し出した 鎌が1本戻ってきておりません。柄に「山の手」と書いてある鎌です。間違えて持って帰った場合は 速やかに自治会に返却願います。

そのまま持っておかれると「窃盗罪」になります。

● その行為、器物損壊罪です

8月号の山の手通信でも紹介した通り、集会所下 空地の杭が抜かれ ひどく折れ曲がっていた事案について、警察に届け出たところ「器物損壊罪」となるとのこと。

また、チェーンを外さずに侵入し、杭が折れ曲がった場合も「器物損壊罪」となることです。警察は、逐一連絡してほしいとのことで、犯人捜しは警察に任せております。

● 不審者情報！？

山の手住宅にて、玄関のドアノブを ガチャガチャと 外から開けようとしてきたという事案がありました。

階段が暗かったため、住宅に住む住民が 自宅と間違えて隣の階段を上がり 自分宅と勘違いして開けようとした可能性もあり、また、不審者（泥棒含む）の可能性もあります。 まずは 階段電気をつけるなど 防犯対策を心がけてください。

● 防災行政無線テレホンサービス

(無料) 0120-52-2136

「山の手自治会」で 検索

<山の手ウェブ> <https://yamanote.link>

班 長																			
-																			
↑月日を記入して次の方に回してください。																			

【注意】：最後の方は 回覧板を 会長まで返却 ください。